

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十七年五月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島県安芸郡坂町植田三丁目七五六〇番一、七五六〇番三、七五六〇番四の一部、七五六〇番五の一部、七五六〇番八の一部、七五六〇番一〇の一部、七五六〇番一六の一部、七五六〇番一七の一部、七五六一番一、七五六二番一、七五六三番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区国泰寺町二丁目四番七号

株式会社トータテ都市開発

代表取締役 川西 祐二